

1 基本項目	事務事業名	地籍調査事業				担当 部署	課名	建設課
	予算事業名	7.地籍調査事業					係名	用地開発係
	事務区分	自治事務					電話番号	0765-23-1089
	事業期間	開始年度	平成21年度	終了年度	当面継続		會計	一般会計
	総合計画	目標名	基本目標2 安全で快適な暮らしやすいまち				款	土木費
	画	政策名	7 魅力ある都市基盤の充実				項	土木管理費
	根拠法令	施策名	15 良好な都市の形成				目	土木総務費
	基本事業名	15-1 計画的な都市環境づくりの推進				アウトソーシング導入状況	導入済(業務委託)	
	根拠法令	国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4				総合計画等への記載	総合計画に主要事業として記載	

2 事業概要	事業概要	国土調査法に基づき、1筆ごとの土地について、所有者の立会いの下、①所有者、②地番、③地目、④境界を確認し、現代の正確な測量技術で⑤面積を測定し、その結果を登記簿、公図に反映させるもの。
	対象	魚津市の土地の登記
	手段(活動指標)	土地の境界立会い、地図の閲覧業務及び地籍調査業務の啓発活動
	意図(成果指標)	調査により、土地の登記を正確なものに修正し、市民の財産を適正に保護する。

3 指標	指標名	単位	26年度		27年度			28年度
			計画	実績	計画	実績	達成率	計画
活動指標 成果指標	① 上口地区地籍調査対象面積	k m <sup>2</sup>	-	-	-	-	-	-
	② 本町地区地籍調査対象面積	k m <sup>2</sup>	-	-	0.01	0.01	100.0%	0.08
	③ 筆界立会件数	筆	10	-	-	-	-	570
	① 上口地区地籍調査実施済面積	%	100	100	100	100	-	100
	② 本町地区地籍調査実施済面積	%	-	-	9	9	100.0%	9
	③							

4 コスト情報	区分	単位	26年度		27年度			28年度
			予算現額	決算額	予算現額	決算額	決算増減率	当初予算額
支出内訳	①需用費	円	80,000	49,266	80,000	49,996	1.5%	190,000
	②委託料	円	114,000	113,400	474,000	469,800	314.3%	9,024,000
	③工事請負費	円						
	④負担金補助及び交付金	円	25,000		26,000	26,000		50,000
	⑤その他	円	88,000	54,650	88,000	56,870	4.1%	127,000
	支出合計(A)	円	307,000	217,316	668,000	602,666	177.3%	9,391,000
財源内訳	①国庫支出金	円						
	②県支出金	円			270,000	330,000		6,877,000
	③地方債	円						
	④その他(使用料、雑入等)	円						
	⑤一般財源	円	307,000	217,316	398,000	272,666	25.5%	2,514,000
	収入合計	円	307,000	217,316	668,000	602,666	177.3%	9,391,000
人件費	①事務事業に携わる正規職員数	人	3	3	3	3	0.0%	3
	②年間所要時間	時間	1,040	1,400	1,400	1,380	-1.4%	1,380
	③人件費(②×@ 4,400円)(B)	円	4,576,000	6,160,000	6,160,000	6,072,000	-1.4%	6,072,000
	総費用(A+B)	円	4,883,000	6,377,316	6,828,000	6,674,666	4.7%	15,463,000

5 取組内容	平成27年度に取り組んだ事務事業の内容及び改善内容	
	上口地区の成果の認証請求、本町地区火災区域の地籍簿・地籍図までを作成、火災区域以外の本町地区地籍調査業務の啓発活動等	

6 評価	評価の視点	H26評価	H27評価	評価項目	評価結果	評価の理由
	妥当性	妥当性	A	A	自治体関与の妥当性	1 妥当である
目的の妥当性					1 妥当である	土地の権利情報を示す登記簿、公図を正確に修正することにより、土地の開発等の利用が促進され、施策「良好な都市の形成」に貢献する。
対象の妥当性					1 妥当である	現状の対象は適切であり、見直しの余地なし。
有効性	有効性	C	C	目標達成度	2 目標どおり	本町地区の地籍調査に関する作業はほぼ予定どおり進んだ。
				類似事業の有無	3 あり	区画整理事業、土地改良事業により、地籍調査と同様に土地登記が正確になるため、調査が進捗する。
				上位施策への貢献度	1 高い	土地の権利情報を示す登記簿、公図を正確に修正することにより、土地の開発等の利用が促進され、施策「良好な都市の形成」に貢献する。
効率性	効率性	A	A	コスト効率	1 高い	高度な測量技術やそれに伴う各種書類作成が必要であるため、民間業者へ委託しており、コスト削減の余地なし。
				実施主体の適正化	1 適正である	法令により市が実施主体であることは適正である。
				負担割合の適正化	1 適正である	法令で土地の所有者の負担は、境界確認立会いの際の交通費等以外かからないことになっている。
	1次評価(課長総括)	B	B	事業の進め方・内容について改善の余地あり	2次評価	不要
	後の評価結果(課題及び今後の方針)	本町地区の地籍調査を進めると共に、更に事業を推進していくために、上口や本町地区の地籍調査事業の取組をきっかけとして、大町地区住民等に対して地籍調査事業の啓発に取り組む必要がある。				評価結果

1 基本項目	事務事業名	宅地開発行為申請受付等事務				担当 部署 署	課名	都市計画課	
	予算事業名	なし					係名	区画整理係	
	事務区分	自治事務					電話番号	0765-23-1026	
	事業期間	開始年度	昭和53年度	終了年度	当面継続		会計	予算なし	
	総合計画	目標名	基本目標2 安全で快適な暮らしやすいまち				算科目	款	
	政策名	7 魅力ある都市基盤の充実			項				
	施策名	15 良好な都市の形成			目				
基本事業名	15-1 計画的な都市環境づくりの推進				アウトソーシング導入状況	導入予定なし			
根拠法令					総合計画等への記載	総合計画に主要事業として記載			

2 事業概要	事業概要	3000㎡以上の開発行為に対する協議→受付→審査・協議書の締結→県（建築住宅課）へ送付	
	対象	開発行為申請書受け付け 及び 開発行為認可書発行	
	手段 (活動指標)	開発行為の申請に対して意見集約のため、関係する機関（土地改良区、消防署）及び庁内各課と協議等を行なう。開発を行なう業者からの申請書を受付し、許可権者の県へ送付する業務や県からの許可書を交付する。	
	意図 (成果指標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県からの移譲事務事業であり、受付した申請書が適正な形態の下で富山県に送付進達されている。</li> <li>富山県が許可した許可書が開発業者に交付されている。</li> </ul>	

3 指標	指標名	単位	26年度		27年度			28年度
			計画	実績	計画	実績	達成率	計画
活動 指標 成果 指標	① 開発行為の事前審査会	回	2	1	2	2	100.0%	2
	② 開発行為申請者との協議回数	件	8	4	8	8	100.0%	8
	③							
	① 申請書送付率（申請書送付数/受付件数）	%	100	100	100	100	100.0%	100
	② 許可書送付率（交付件数/許可件数）	%	100	100	100	100	100.0%	100
	③ 事前審査会実施率	%	100	100	100	100	100.0%	100

4 コスト情報	区分	単位	26年度		27年度			28年度
			予算現額	決算額	予算現額	決算額	決算増減率	当初予算額
支出 内訳	①需用費	円						
	②委託料	円						
	③工事請負費	円						
	④負担金補助及び交付金	円						
	⑤その他	円						
	支出合計（A）	円	0	0	0	0		0
財源 内訳	①国庫支出金	円						
	②県支出金	円						
	③地方債	円						
	④その他（使用料、雑入等）	円						
	⑤一般財源	円						
	収入合計	円	0	0	0	0		0
人件 費	①事務事業に携わる正規職員数	人	2	2	2	2	0.0%	2
	②年間所要時間	時間	460	460	460	200	-56.5%	300
	③人件費（②×@ 4,200円）（B）	円	1,932,000	1,932,000	1,932,000	840,000	-56.5%	1,260,000
	総費用（A+B）	円	1,932,000	1,932,000	1,932,000	840,000	-56.5%	1,260,000

5 取組内容	平成27年度に取り組んだ事務事業の内容及び改善内容	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発行為の申請に対して意見集約のため、関係する機関（土地改良区、消防署）及び庁内各課と協議等を行なった。</li> <li>開発を行なう業者からの申請書を受付し、許可権者の県へ送付する業務や県からの許可書を交付した。</li> </ul>	

6 評価	評価の視点	H26評価	H27評価	評価項目	評価結果	評価の理由	
	妥当性	A	A	自治体関与の妥当性	1 妥当である	県からの機関委任事務であるため	
目的の妥当性				1 妥当である	都市基盤整備を円滑に進めるため		
対象の妥当性				1 妥当である	定められた手続きであるため		
有効性	A	A	目標達成度	2 目標どおり	申請・許可には迅速に対応しており達成度は高い		
			類似事業の有無	1 なし	他の部局等において、同じような事務事業が存在しない		
			上位施策への貢献度	1 高い	民間による、安全で快適な暮らしやすいまちに貢献している		
効率性	A	A	コスト効率	1 高い	予算なしで実施しているため		
			実施主体の適正化	1 適正である	県からの機関委任事務であるため		
			負担割合の適正化	1 適正である	県からの機関委任事務であるため		
	1次評価 (課長総括)	A	A	計画どおり事業を実施することが適当	2次評価	不要	
	後（課題及び今後の方針）	個人が行なう宅地開発行為に対して、市が県に申請書や許可書の送付業務を行なっている事業であり、人件費だけの最少経費で開発業者との調整を図りながら都市施設等の整備に関与している。			評価結果		

1 基本項目	事務事業名	都市計画区域見直し事務				担当 部署 課 係 電話番 号 会 計 算 科 目	課名	都市計画課
	予算事業名	なし					係名	計画公園係
	事務区分	自治事務					電話番号	0765-23-1030
	事業期間	開始年度	平成20年度	終了年度	当面継続		会計	予算なし
	総合計画	目標名	基本目標2 安全で快適な暮らしやすいまち				款	
	画	政策名	7 魅力ある都市基盤の充実				項	
	画	施策名	15 良好な都市の形成				目	
根	基本事業名	15-1 計画的な都市環境づくりの推進				アウトソーシング導入状況	導入予定なし	
拠	法令					総合計画等への記載	総合計画に主要事業として記載	

2 事業概要	事業概要	魚津港の港湾拡張事業に伴い、都市計画区域（用途地域）の見直しを行ったが、今後も魚津駅周辺整備等の各種事業により、必要に応じて見直しを行う。
	対象	都市計画区域（用途地域）の相違
	手段（活動指標）	・見直しの状況を示す図面の作成 ・これまでの経過や過去の手続き、考え方などに関して県との協議
	意図（成果指標）	・くいちがいが解消される。 ・区域（地域）が正確且つ判りやすく示される。

3 指標	指標名	単位	26年度		27年度			28年度
			計画	実績	計画	実績	達成率	計画
活動指標	① 県との協議回数	回	5	8	2	0	0.0%	2
	②							
	③							
成果指標	① くいちがいが解消された区域（大字の数）／くいちがいが生じている区域（大字の数）	%	100	100	100	100	100.0%	100
	② 本来の区域の詳細を示す計画図が新たに作成された都市計画区域面積	ha	4,440	4,444	4,444	4,444	100.0%	4,444
	③							

4 コスト情報	区分	単位	26年度		27年度			28年度
			予算現額	決算額	予算現額	決算額	決算増減率	当初予算額
支出内訳	①需用費	円						
	②委託料	円						
	③工事請負費	円						
	④負担金補助及び交付金	円						
	⑤その他	円						
	支出合計（A）	円	0	0	0	0		0
財源内訳	①国庫支出金	円						
	②県支出金	円						
	③地方債	円						
	④その他（使用料、雑入等）	円						
	⑤一般財源	円						
	収入合計	円	0	0	0	0		0
人件費	①事務事業に携わる正規職員数	人	2	2	2	2	0.0%	2
	②年間所要時間	時間	560	560	100	160	-71.4%	160
	③人件費（②×@ 4,200 円）（B）	円	2,352,000	2,352,000	420,000	672,000	-71.4%	672,000
	総費用（A+B）	円	2,352,000	2,352,000	420,000	672,000	-71.4%	672,000

5 取組内容	平成27年度に取り組んだ事務事業の内容及び改善内容	
	各種事業を踏まえて、県都市計画課と打合せを行った。	

6 評価	評価の視点	H26評価	H27評価	評価項目	評価結果	評価の理由	
	妥当性	A	A	自治体関与の妥当性	1 妥当である	都市計画法に基づき、県から市へ意見を求められるため	
目的の妥当性				1 妥当である	都市基盤整備を円滑に進めるため		
対象の妥当性				1 妥当である	定められた手続きのため		
有効性	B	A	目標達成度	2 目標とおり	見直す区域（地域）がなかったため		
			類似事業の有無	1 なし	他の課等で実施していないため		
			上位施策への貢献度	1 高い	計画的な都市基盤整備に貢献しているため		
効率性	B	A	コスト効率	1 高い	予算なしで実施しているため		
			実施主体の適正化	1 適正である	都市計画法に基づき、県から市へ意見を求められるため		
			負担割合の適正化	1 適正である	都市計画法に基づいた、県と市の役割のため		
	1次評価（課長総括）	B	A	計画どおり事業を実施することが適当	2次評価	不要	
	後（課題及び今後の方針）	各種事業等で都市計画区域拡大された場合や縮小された場合には、必要に応じて見直しをする必要がある。				評価結果	

1 基本項目	事務事業名	都市マスタープラン策定事業				担当 部署 署	課名	都市計画課
	予算事業名	都市計画一般管理費					係名	計画公園係
	事務区分	自治事務					電話番号	0765-23-1030
	事業期間	開始年度	平成27年度	終了年度	平成28年度		會計	一般会計
	総合計画	目標名	基本目標2 安全で快適な暮らしやすいまち				款	土木費
	画	政策名	7 魅力ある都市基盤の充実				項	都市計画費
	画	施策名	15 良好な都市の形成				目	都市計画総務費
	根	基本事業名	15-1 計画的な都市環境づくりの推進				アウトソーシング導入状況	導入予定なし
拠	法令	都市計画法			総合計画等への記載	総合計画実施計画に記載		

2 事業概要	事業概要	20年後の魚津市の将来像や10年後の市街地の規模、都市施設の整備方針について、全体構想と地域別構想を策定する。
	対象	都市マスタープラン
	手段 (活動指標)	都市マスタープラン策定のための策定委員会及び都市計画審議会の開催
	意 (成果指標)	策定委員会及び都市計画審議会で、検討・審議され、都市マスタープランを完成させる。

3 指標	指標名	単位	26年度		27年度			28年度
			計画	実績	計画	実績	達成率	計画
活動 指標 成果 指標	① 都市マスタープラン策定委員会開催件数	回	0	0	3	3	100.0%	3
	② 都市計画審議会開催件数	回	0	0	3	3	100.0%	3
	③							
	① 都市マスタープラン全体構想の完成率	%	0	0	100	100	100.0%	100
	②							
	③							

4 コスト情報	区分	単位	26年度		27年度			28年度
			予算現額	決算額	予算現額	決算額	決算増減率	当初予算額
支出 内訳	①需用費	円						
	②委託料	円			8,000,000			8,000,000
	③工事請負費	円						
	④負担金補助及び交付金	円						
	⑤その他	円						
	支出合計 (A)	円	0	0	8,000,000	0		8,000,000
財源 内訳	①国庫支出金	円						
	②県支出金	円						
	③地方債	円						
	④その他 (使用料、雑入等)	円						
	⑤一般財源	円			8,000,000			8,000,000
	収入合計	円	0	0	8,000,000	0		8,000,000
人件 費	①事務事業に携わる正規職員数	人			3	4		4
	②年間所要時間	時間			800	1,500		1,500
	③人件費 (②×@ 4,200 円) (B)	円	0	0	3,360,000	6,300,000		6,300,000
	総費用 (A+B)	円	0	0	11,360,000	6,300,000		14,300,000

5 取組内容	平成27年度に取り組んだ事務事業の内容及び改善内容	
	都市マスタープランを立案し、策定委員会、都市計画審議会にて検討・審議され、都市マスタープラン全体構想を策定した。	

6 評価	評価の視点	H26評価	H27評価	評価項目	評価結果	評価の理由
	妥当性	【選択してください】	A	自治体関与の妥当性	1 妥当である	都市計画法に定められているため
目的の妥当性				1 妥当である	都市計画法に定められているため	
対象の妥当性				1 妥当である	都市計画法に定められているため	
有効性	【選択してください】	A	目標達成度	2 目標どおり	全体構想を完成させた	
			類似事業の有無	1 なし	他の課等で策定していないため	
			上位施策への貢献度	1 高い	まちづくりには不可欠なマスタープランのため	
効率性	【選択してください】	A	コスト効率	1 高い	最小限の予算で実施しているため	
			実施主体の適正化	1 適正である	都市計画法に定められているため	
			負担割合の適正化	1 適正である	都市計画法に定められているため	
1次評価 (課長総括)	【選択してください】	A	計画どおり事業を実施することが適当	2次評価	不要	
後(課題及び今後の方針)の評価結果	社会情勢などの変化に伴い、将来の土地利用の方針や道路整備・公園整備などまちづくりを進める上での羅針盤として、都市マスタープラン策定で基本的な考え方をまとめる必要がある。				評価結果	